

③ 各種助成・手当

1 子どものための各種助成や手当等

養育医療の給付	体重2,000g以下または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定医療機関に入院した時に、健康保険の対象となる入院医療費の一部(食事療養費を含む)を市が負担します。	
療育医療の給付	結核にかかった18歳未満のお子さんが、指定医療機関に入院する時に、健康保険の対象となる入院医療費の一部や、学習用品及び日用品にかかる費用の一部を市が負担します。 * 所得に応じて自己負担があります。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害がある、または医療を行わないと障害が残る恐れがあると診断された18歳未満のお子さんが指定医療機関で治療を受ける場合の医療費を助成します。 * 所得制限及び所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病医療費の給付	特定の疾病にかかり、一定の基準に該当する18歳未満のお子さん(継続の場合は20歳未満)が、指定医療機関において健康保険の対象となる治療を受ける場合に、費用の一部を市が負担します。 * 所得に応じて自己負担があります。	
特別児童扶養手当	20歳未満の重度または一定の基準に該当する障害を持ったお子さんを養育している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度の障害児で、一定の基準に該当する方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	
川崎市在宅重度重複障害者等手当	基準日(支給年度の8月1日)時点で6か月以上、川崎市内に継続してお住まいの、重度重複障害児者、または障害児福祉手当等を受給している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	問 高齢・障害課 障害者支援係 TEL 965-5159 FAX 965-5206
神奈川県在宅重度障害者等手当	基準日(支給年度の8月1日)時点で6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの、重度重複障害児者、または障害児福祉手当等を受給している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	

2 ひとり親家庭のサポート

児童扶養手当	ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(一定の障害がある方は20歳未満)を監護する母、父または養育者に対して支給されます。公的年金等を受給している方は、公的年金等の金額が児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分が支給されます。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(中程度以上の障害のある方、高校等在学中の方は20歳未満)を養育しており、何らかの健康保険に加入している母子・父子・養育者家庭の方に各健康保険制度の本人負担額に相当する額を助成します。 * 所得制限あり	問 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 TEL 965-5188 FAX 965-5202
遺族基礎年金	国民年金の被保険者が死亡したとき、一定の資格期間を満たしている場合には、その方によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」に、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子に一定の障害がある場合は20歳になるまで)支給されます。	問 保険年金課 国民年金担当 TEL 965-5153 FAX 965-5202
災害遺児等福祉手当	交通事故やその他の災害等により18歳未満のお子さんと同一生計を営む父または母が死亡または重度障害者となった場合、そのお子さんを扶養している養育者に対して支給されます。	問 区民課 住民記録第2係 TEL 965-5121 FAX 965-5202
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭とその子、父子家庭とその子、寡婦家庭とその子に修学資金、就学支度資金、修業資金、技能取得資金等を審査の上、お貸しします(資金の種類によっては、利子が付きません)。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
<p>詳しくはホームページをご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>川崎市HP 「ひとり親家庭のために」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>日本年金機構HP</p> </div> </div>		

ひとり親家庭の相談窓口

児童家庭課 ▶P30

母子・父子福祉センター サン・ライヴ ▶P33